

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 計画の目的

危険物・高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発により多数の死傷者が発生した場合、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出等により多数の死傷者が発生した場合、火薬類の火災・爆発により多数の死傷者が発生した場合等の危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 危険物施設の安全対策

危険物等の貯蔵、取り扱いを行う事業者は、次に示す法令で定める技術基準を遵守するよう定められている。

表 取り扱いに関する法令

種 類	法 令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法
液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
火薬	火薬類取締法
毒物及び劇物	毒物及び劇物取締法

【資料 6-1】 檜葉町内危険物施設

事業者は、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報収集・連絡体制の強化

町、消防本部及び防災関係機関は、危険物の漏洩及び流出、火災等の危険物災害に対し、迅速かつ的確に防除、消火等の対応ができるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

2 活動体制の強化

町、消防本部及び防災関係機関は、避難、負傷者の救出、危険物、汚染物等の拡散防止等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第1章第13節 避難・誘導體制の強化」の定めにより、必要な措置を講ずる。

5 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

6 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

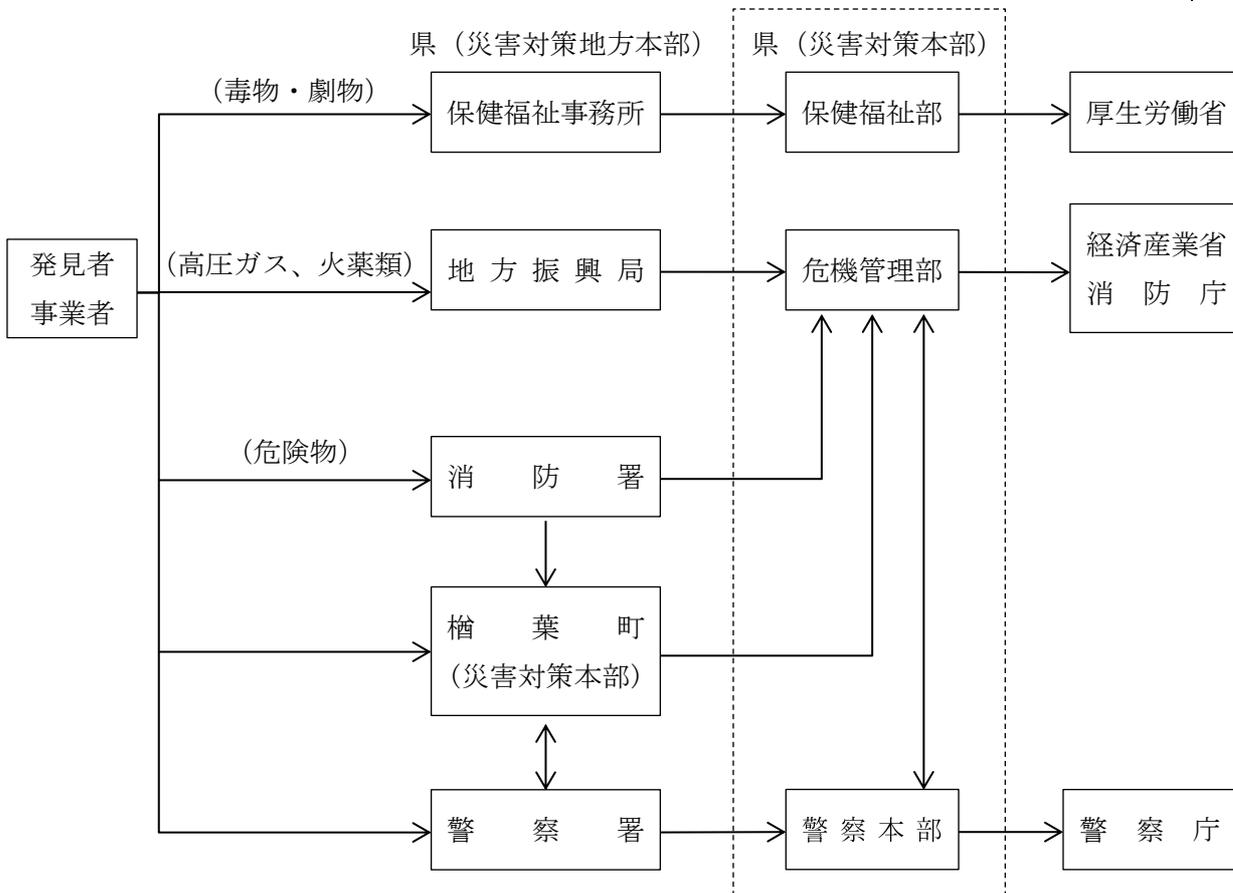
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集・伝達

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統 2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統 4 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡するものとする。

危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

危険物の漏洩、火災等の危険物災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 災害の拡大防止

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び県地域防災計画の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

町、消防本部等は、関係法及び県地域防災計画の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 避難・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、避難活動を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、避難・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第10節避難活動」に準じて行う。

第5 事故現場の立ち入り制限

危険物災害が発生した場合、事故現場は爆発等の二次災害、中毒等の被害が発生する危険性がある。また、事故原因の調査、究明を行うため、事故現場の保全は重要である。そのため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、通行規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第6 消火活動の実施

消防本部、消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第7 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて事業者及び関係機関と連携し、

広報活動を実施する。

なお、広報動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。